

横浜国立大学研究推進機構 機器分析評価センターの機器利用に関する約款

本約款は、国立大学法人横浜国立大学研究推進機構機器分析評価センター（以下「甲」という。）の分析機器及び関連設備等（以下「機器」という。）に関して、その利用を希望する学外の者が所属する事業者（以下、「乙」という。）と甲との基本的な合意事項を定めるものとする。

（利用の範囲）

第1条 本約款の各条項は、機器を使用した測定・分析・試験等から得られた加工品等の物品並びにデータ及び報告書等の書面又は電磁記録を取得すること（以下「機器利用」という。）を対象とする。

（契約の成立）

第2条 機器利用に関する契約は、乙が本約款に定める事項を許諾のうえ、甲が指定する機器分析評価センター機器利用申請書（学外用）（以下「申請書」という。）により申請を行い、機器分析評価センター長（以下「センター長」という。）が承諾したときに成立するものとする。甲は、該当する利用希望者を学外利用者として登録するものとする。申請書の記載事項については、契約の成否にかかわらず第8条の規定を適用するものとする。

（機器利用の形態）

第3条 甲は、学外利用者に対して機器利用を支援するため、各機器に必要な担当者（以下「学外利用担当者」という。）を割り当て、業務に当たらせるものとする。
2 学外利用担当者は、学外利用者自らが申請書に記載する機器を利用してデータ等を取得する形態（以下「自己測定」という。）、及び甲の学外利用担当者が機器を操作してデータ等を提供する形態（以下「依頼測定」という。）として、その業務に対応するものとする。

（自己測定の利用条件）

第4条 自己測定を希望する学外利用者本人は、学外利用担当者が機器ごとに実施する講習会又は利用資格試験の少なくとも一方を受講し、学外利用担当者から利用許諾を受けるものとする。
2 学外利用者本人が自己測定を遂行するにあたっては、各機器に定められた操作手順書又は指示書によって、学外利用担当者が指定する作業手順に従わなければならない。ただし、機器利用において異常を認めたときは、作業手順にかかわらず、直ちに当該機器の操作を中止するとともに、学外利用担当者に連絡しなければならない。
3 自己測定を希望する学外利用者本人は、原則として大学連携研究設備ネットワークを通じて機器の予約を行うものとする。ただし、甲と別に契約がある場合は、この限りではない。
4 自己測定に必要な講習会及び機器利用等の予約については、学外利用担当者が許可する日時及び時間帯でのみ利用できるものとする。また、学外利用担当者が各機器において個別に定めた一定期間内の時間上限を超える予約はできないものとする。
5 自己測定の学外利用者本人は、学外利用担当者の指定した場所以外に許可なく立入ることはできない。

（依頼測定の手続）

第5条 依頼測定は、学外利用担当者が申請書の範囲に従って行うものとする。
2 学外利用者本人が依頼測定の立ち合いを行う場合は、学外利用担当者の指定した場所以外に許可なく立入ることはできない。
3 依頼測定は、甲が発行する報告書を学外利用者が受領することで完了したものとみなす。
4 機器の不測の故障、学外利用担当者の急病、又は天災等やむを得ない事由が生じた場合などにより予定期限内に測定できなくなった場合には、測定の延期又は中止について甲及び学外利用者で協議し決定する。

（試料の提供・破棄）

第6条 学外利用者は、測定等に必要の対象物及び申請書に記載した希望物品等（以下「試料」という。）を甲に持込又は提供することができる。ただし、次の各号に該当する場合を除く。
(1)試料が法律等に触れるものであり、甲で受け入れる手段がない場合
(2)機器を破損する恐れがある場合
(3)センター長が受入れできないものと判断した場合
2 前項に関連し、試料の安全衛生上の注意、毒性又は薬理活性が公知の場合は、その情報を甲に開示するものとする。
3 当該の学外利用担当者は、測定等に用いた試料、測定等の為に調製した試料、又は残余試料について、当該学外利用者との協議により破棄又は学外利用者へ返還する。

（対価）

第7条 甲は、自己測定又は依頼測定に必要となる対価の見積又は価格表（以下「見積等」という。）を乙に提示し、対価の支払いについて双方が合意した上で測定を行う。
2 測定の途中で見積等が変更となる場合、甲は変更した見積等を提示し、乙と合意の上で測定を行う。
3 乙は、指定期間の間で集計された利用実績に基づき、その対価を支払うものとする。
4 依頼測定の学外利用者の指示により、分析業務の途中で測定を中止した場合、甲はその時点までに発生した対価について見積等を超えない範囲で提示し、当該学外利用者はその対価を甲に支払うものとする。

（秘密保持）

第8条 甲及び乙は、機器利用において相手側から開示される情報及び業務遂行上知りえた相手側の技術上・学問上・業務上の一切の情報のうち、開示の際に秘密である旨の表示が書面で明確になされたもの、又は開示の際に秘密である旨の表示が書面以外で示され、開示後30日以内に相手方に対して開示内容が書面で通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、書面による相手側の事前の同意なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。
(1)相手側から知得する前にすでに公知であるもの。
(2)相手側から知得した後に自らの責によらず公知となったもの。
(3)相手側から知得する前にすでに自らが所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
(4)正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得したもの。
2 学外利用者による自己測定によって得られたデータ等に含まれる秘密情報は、当該学外利用者自らが管理又は破棄するものとし、甲はその責務を負わないものとする。
3 甲が依頼測定により得たデータ等に含まれる秘密情報を乙に提供した場合、その情報は乙に限り、甲の同意なしに第三者へ公開することができる。
4 甲又は乙が本条第2項及び第3項で定めのない秘密情報の破棄を書面にて依頼する場合、両者はそれに従うものとする。
5 甲は、依頼測定の乙から提供された試料について、依頼の範囲を超える分析をしないものとする。
6 依頼測定による試料作製によって、その試料が秘密情報を有する場合は、第6条の規定にかかわらず、乙による事前の同意の下、乙がその試料を破棄することができる。
7 法令の命令に従って開示を要求された秘密情報においては、当該機関への開示に限り第1項の規定に違反しないものとする。
8 甲及び乙は、秘密情報を機器利用の目的のみに使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならないものとする。

（測定結果の保管）

第9条 甲は、報告書を乙に引き渡した時点をもって、測定結果の情報を保管せず、これを破棄できるものとする。ただし、乙が一定期間のデータ等の保管を書面にて依頼する場合、甲は1年間を限度にそれを保管することができる。
2 前項で乙が保管を依頼した場合に、電子機器の破損等による不測の事態又はデータ等の再現手順の不一致によってデータ等が復旧できなくなった場合、甲は一切の保証をしないものとする。

（損害賠償責任）

第10条 乙は、甲の機器又は建物等を滅失、き損し、又は汚染したときは、その損害を賠償する責任を負う。ただし、自己測定利用者が第4条第2項で定義する機器利用を適正に行っていた場合を除く。
2 機器の不測の故障、天災等やむを得ない事由による測定の延期又は中止により乙に損害が生じた場合、乙は甲にその損害を請求しないものとする。

（保証責任）

第11条 甲及び学外利用者は、自らが提供する情報や試料の性能・品質・効果・評価結果等に関し、理由の如何を問わず、技術上・経済上・その他一切の事項についての保証責任を負わないものとする。
2 甲が機器利用によって得られたデータ等に対し不備又は誤りがあったと認めた場合、甲は学外利用者と協議の上、機器利用の再実施を行うものとする。
3 前項の機器利用が何らかの理由によって再実施できない場合、機器利用の対価を限度として甲が賠償に応じるものとする。
4 学外利用者の要望により機器利用の再実施をする場合は、本条の各規定にかかわらず、学外利用者が再実施に係る対価を別途甲に支払うものとする。

（輸出管理）

第12条 乙は、機器利用によって得られたデータ及び報告書等を利用するにあたり、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する政省令等を遵守するものとする。
2 乙は、機器利用により取得したデータ及び報告書等を日本国外に輸出しない。
3 乙は、機器利用の結果等の技術情報を、直接的・間接的を問わず、軍事用途に使用しない。
4 日本国内居住者で、特定類型（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成14年12月21日付4貿易局492号）(3)サの①から③までをいう。）に該当する者は学外利用者になることができない。

（利用の停止）

第13条 甲は以下の各号のいずれかに該当する場合、当該学外利用者の機器利用を停止することができる。
(1)本約款第4条各項及び第12条各項の禁止事項に違反があった学外利用者。
(2)機器利用の対価及び損害賠償の支払において遅滞があった学外利用者。
(3)その他、センター長が機器利用について不適切と判断した学外利用者。

（有効期間）

第14条 本約款の有効期間は、甲の承諾日から3年までとする。ただし、甲及び乙が合意したときは、必要な期間これを短縮又は延長することができる。なお、第12条については有効期間を設けないものとする。

（協議）

第15条 本約款に定めない事項又は本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを処理する。